

政令第百十五号

関税・外国為替等審議会令の一部を改正する政令

内閣は、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「半数」を「三分の一」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。